

復興整備計画

（第15回変更）

亘理町・宮城県

平成27年2月20日

【変更時の記載方法】

○変更時

変更後（赤字）

変更前（黒字）

○追加時

変更後（赤字）

○削除時

~~変更前（赤字）~~

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

- 計画区域：亶理町の全域

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- 東日本大震災により壊滅的な被害を受けた亶理町の産業・雇用を回復させ、町民の居住の確保に取り組み、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指す。亶理町の復興に向けたまちづくりを進める上で、歴史と人々のくらしを尊重し、これまで育んできた『山紫水明の地』を将来の世代に手渡していく。

【安全・安心・元気のあるまち 亶理 ～ 亶理らしさを守り・生かした 町民が主役の復興まちづくり ～】

- ①「安全」と「安心」を確保するまちづくり
 - ・「減災」を念頭に多重防御により、避難道路整備や津波防御対策を行い、安全・安心の確保に取り組む。
 - ・壊滅的な被害を受けた地区については、その一部を移転するとともに、避難路、避難施設の整備や防災意識の醸成を図り、津波による死者をゼロにする地域づくりを進める。
- ②「暮らしやすさ」と「亶理らしさ」があふれるまちづくり
 - ・地域と連携し、防災集団移転促進事業や災害公営住宅などの整備を進め、居住の確保、定住化に努める。
 - ・公共施設の整備や子どもたちが通う学校の復旧整備を進めるとともに、浸水地域を中心に公園を整備し、緑と笑顔があふれる自然と共生したまちづくりを進める。
- ③「なりわい」と「にぎわい」のまちづくり
 - ・地域の産業回復に向けて、水産業及び農業に係る施設を回復・発展させ、雇用の場を回復させる。
 - ・「産業振興」と「雇用創出」に向けて、企業や再生可能エネルギー施設の誘致、新たな6次産業化を促進する。
 - ・鳥の海周辺一帯を「鳥の海八景」と位置づけ、既存の優れた資源の活用、拡充しながら、復興のシンボルとして、観光・交流人口を回復させる。
 - ・農地の大区画化による生産性の向上を図るとともに、いちご農地については、いちご団地及びいちご選果場等の整備を図り、農業の積極的な復興を図る。

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ①今後想定される最大級の津波に関しては、ハードとソフト施策等を組み合わせ、災害による被害を最小限にとどめ、人命や財産を守る。
- ②既存の市街地を基本に被災世帯の居住の場を確保し、コンパクトなまちづくりを進める。
- ③津波被害を受けた農地については、農地として復旧・復興するとともに、ほ場整備事業等により生産性の高い農地整備を実施し、引き続き水稻やいちご栽培を中心とした農地利用を図る。
- ④農業、水産業の復興とともに、優れた地域資源を活用した観光・交流拠点の形成を図る。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

- ①東日本大震災の津波による被害を考慮し、海岸沿いの防潮堤（1線堤）、道路の嵩上げ等（2線堤）による多重防御施設を整備する。
- ②2線堤の役割を担う（県）荒浜港今泉線（振替）及び（仮）町道橋本堀添線等より東の区域は災害危険区域に指定し、原則として住居の用に供する建築物の建築を規制する。
- ③②の災害危険区域（非可住地エリア）に居住していた被災者の居住地は、防災集団移転促進事業により被災地近傍の既存市街地（亘理、荒浜、吉田）の隣接地等に農業系土地利用との調整を図りながら「市街地復興エリア」（荒浜中野、亘理江下、吉田舟入北、吉田南河原、吉田大谷地・上塚の5地区）を整備し、既存の様々な都市機能の集積を生かしたコンパクトな土地利用の誘導を図る。
上記に加え、災害危険区域及び今次災害により住宅が倒壊、流失し、自ら住宅の再建が困難な被災者の安定した生活を確保するため、「災害公営住宅」（亘理、荒浜、吉田地区）を整備する。
- ④集団移転の対象となる荒浜地区（約21ha）、大畑浜南北地区（約10ha）及び吉田浜南北地区（約15ha）を含む災害危険区域の土地利用（跡地利用）は、以下に示すとおり、地区の特性を生かした復旧、復興を進め、新たなにぎわい、交流及び農業振興を図る。
 - ・荒浜地区は、鳥の海の自然、温泉、スポーツ施設の立地等を生かした観光交流拠点の形成や、本町唯一の水産業の基地としての地域特性を生かした産業ゾーンの再生を図る。
 - ・大畑浜南北地区及び吉田浜南北地区は、ほ場整備事業（吉田東部2期）により、計画的に農業振興ゾーン及び再生可能エネルギーゾーン（太陽光発電施設）（約75ha）の形成を図るとともに、沿岸部については防潮林を復旧し、公園・緑地利用を図る。
- ⑤津波による浸水、地盤沈下による塩害、排水施設等の農業用施設が被災した農地は、荒浜北部（約130ha）、高屋・鳥屋崎（約60ha）、吉田中部（約120ha）、吉田西部（約320ha）、吉田東部1期（約160ha）、吉田東部2期（約170ha）、吉田南部（約210ha）の7地区のほ場整備事業（7地区計約1,170ha）による大区画ほ場の整備を平成25年度から随時実施し、生産性の高い農業振興ゾーンの形成を進めるとともに、壊滅的な被害を受けたいちご農地については、本町の農業を代表する農産物の一つとして、浜吉田（約30ha）、開墾場（約30ha）、逢隈（約10ha）のいちご団地（3地区計約70ha）及びいちご選果場（約2ha）等の整備を平成24年度から実施し、積極的に早期の復興を促進する。特に、吉田東部2期地区では、畑地（約80ha）の整備を行い、企業等も新たな担い手として参入を促し、地域雇用の創出を図る。また、防災集団移転促進事業の跡地と離農を希望する農家の農地の一部を換地集約し、太陽光発電施設用地（約75ha）として整備し、土地の有効利用を図る。
- ⑥阿武隈山地の一部を形成する山林ゾーンは引き続き適正な保全に努める。なお、町有林等の一部は、計画的に沿岸部の復旧・復興に必要な土砂の確保に活用する。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺 1/25,000 以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1) 市街地開発事業		
(2) 土地改良事業		

(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業	A 地区	<p>事業名称：亶理町防災集団移転促進事業（荒浜中野地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度 集団移転促進事業に関する事項：平成24年7月3日国土交通大臣同意、平成24年12月21日第1回変更同意</p>
	B 地区	<p>事業名称：亶理町防災集団移転促進事業（亶理江下地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度 集団移転促進事業に関する事項：平成24年7月3日国土交通大臣同意、平成24年12月21日第1回変更同意</p>
	C 地区	<p>事業名称：亶理町防災集団移転促進事業（吉田舟入北地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度 集団移転促進事業に関する事項：平成24年7月3日国土交通大臣同意、平成24年12月21日第1回変更同意</p>
	D 地区	<p>事業名称：亶理町防災集団移転促進事業（吉田南河原地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度 集団移転促進事業に関する事項：平成24年7月3日国土交通大臣同意、平成24年12月21日第1回変更同意</p>
	F 地区	<p>事業名称：亶理町防災集団移転促進事業（吉田大谷地・上塚地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度 集団移転促進事業に関する事項：平成24年7月3日国土交通大臣同意、平成24年12月21日第1回変更同意</p>

(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業	M地区	事業名称：常磐線被災鉄道移設事業 実施主体：東日本旅客鉄道株式会社 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成29年度 特定環境影響評価：法第72条に基づく特定評価書作成済み
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		

(13) その他施設の整備に関する事業	G地区	事業名称：いちご選果場整備事業 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～25年度
	A地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（荒浜中野地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	B地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（亶理江下地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	D地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（吉田南河原地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	F地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（吉田大谷地・上塚地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	H地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（亶理地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	I地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（吉田地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度

(13) その他施設の整備に関する事業	J 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（亶理地区 その2） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	K 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（荒浜地区） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	L 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（吉田地区 その2） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	N 地区	事業名称：災害公営住宅整備事業（亶理地区 その3） 実施主体：亶理町 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
	<u>O 地区</u>	<u>事業名称：太陽光発電事業（吉田東部地区）</u> <u>実施主体：山佐(株)</u> <u>実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり</u> <u>実施予定期間：平成27年度～30年度</u>

(注) 荒浜中野地区、亶理江下地区、吉田南河原地区、吉田大谷地・上塚地区は、事業区分「(4) 集団移転促進事業」と「(13) その他施設の整備に関する事業」の実施区域が重複している。

5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）
●平成24年度から平成32年度まで
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	都市施設の整備に関する事業	M地区	都市計画（都市高速鉄道） 【宮城県決定】	決定	300m		※決定する路線名 1 東日本旅客鉄道株式会社常磐線★ （★は国土交通大臣の同意が必要なもの）

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

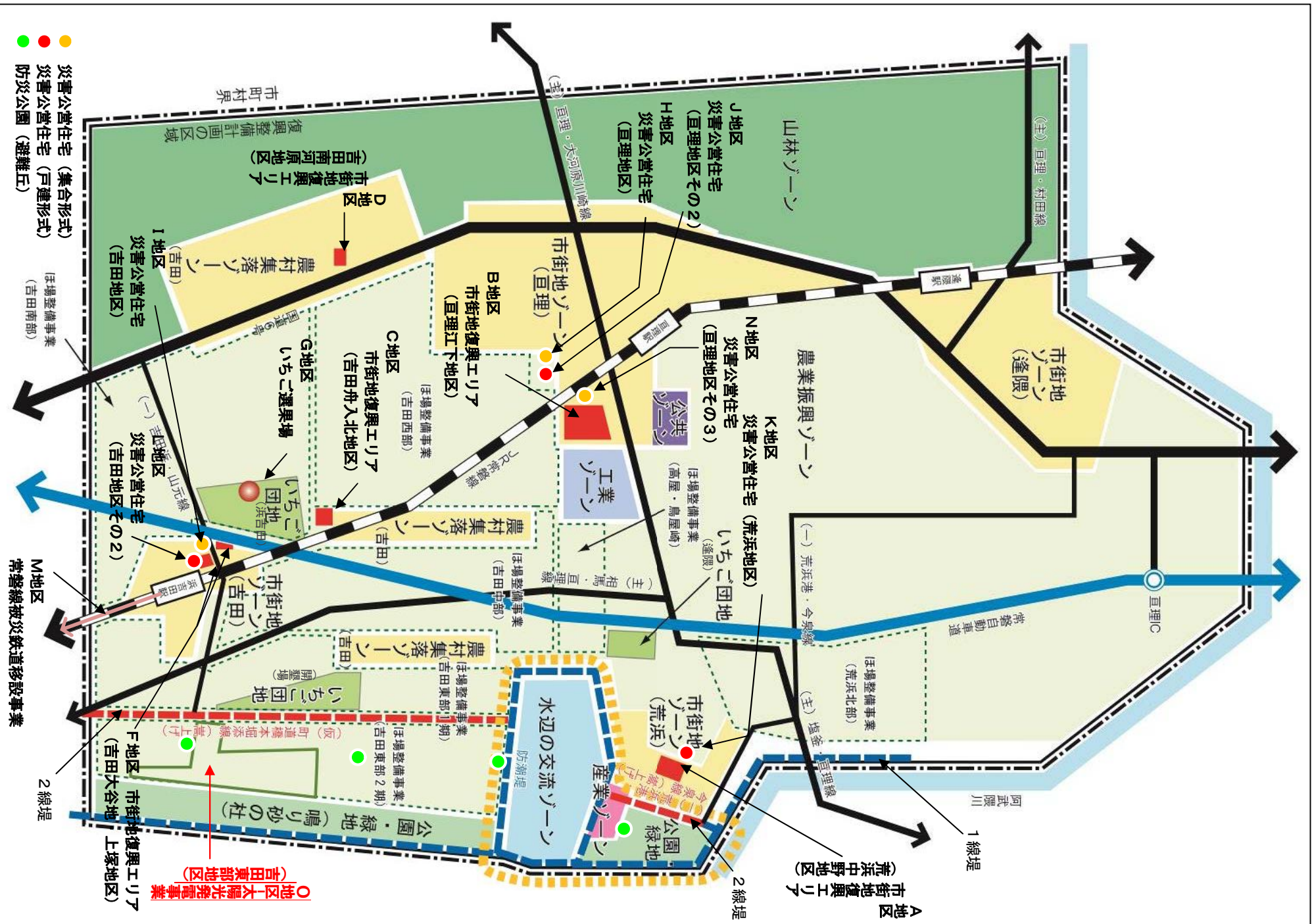
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法	自然公園法		漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業 【荒浜中野地区】	A地区	○	○									
			○										
	集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業 【亘理江下地区】	B地区	○	○									
			○										
	集団移転促進事業 【吉田舟入北地区】	C地区	○	○									
			○										
	集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業 【吉田南河原地区】	D地区	○	○									
			○										
	集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業 【吉田大谷地・上塚地区】	F地区 (上塚)	○	○									
			○										
F地区 (大谷地)		○											
		○											

整理 番号	事業区分		図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法	自然公園法		漁港漁場 整備法	港湾法
				第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
2	その他 施設 整備 に関する 事業	いちご選果 場整備事業	G地区	○ ○										
3	その他 施設 整備 に関する 事業	災害公営住 宅整備事業 【巨理地区】	H地区	○ ○	○									
		災害公営住 宅整備事業 【吉田地区】	I地区	○ ○	○									
		災害公営住 宅整備事業 【巨理地区 その2】	J地区	○ ○	○									
		災害公営住 宅整備事業 【荒浜地区】	K地区	○ ○	○									
		災害公営住 宅整備事業 【吉田地区 その2】	L地区	○ ○	○									
		災害公営住 宅整備事業 【巨理地区 その3】	N地区		○									
		太陽光発電 事業【吉田東 部地区】	<u>O地区</u>	○										

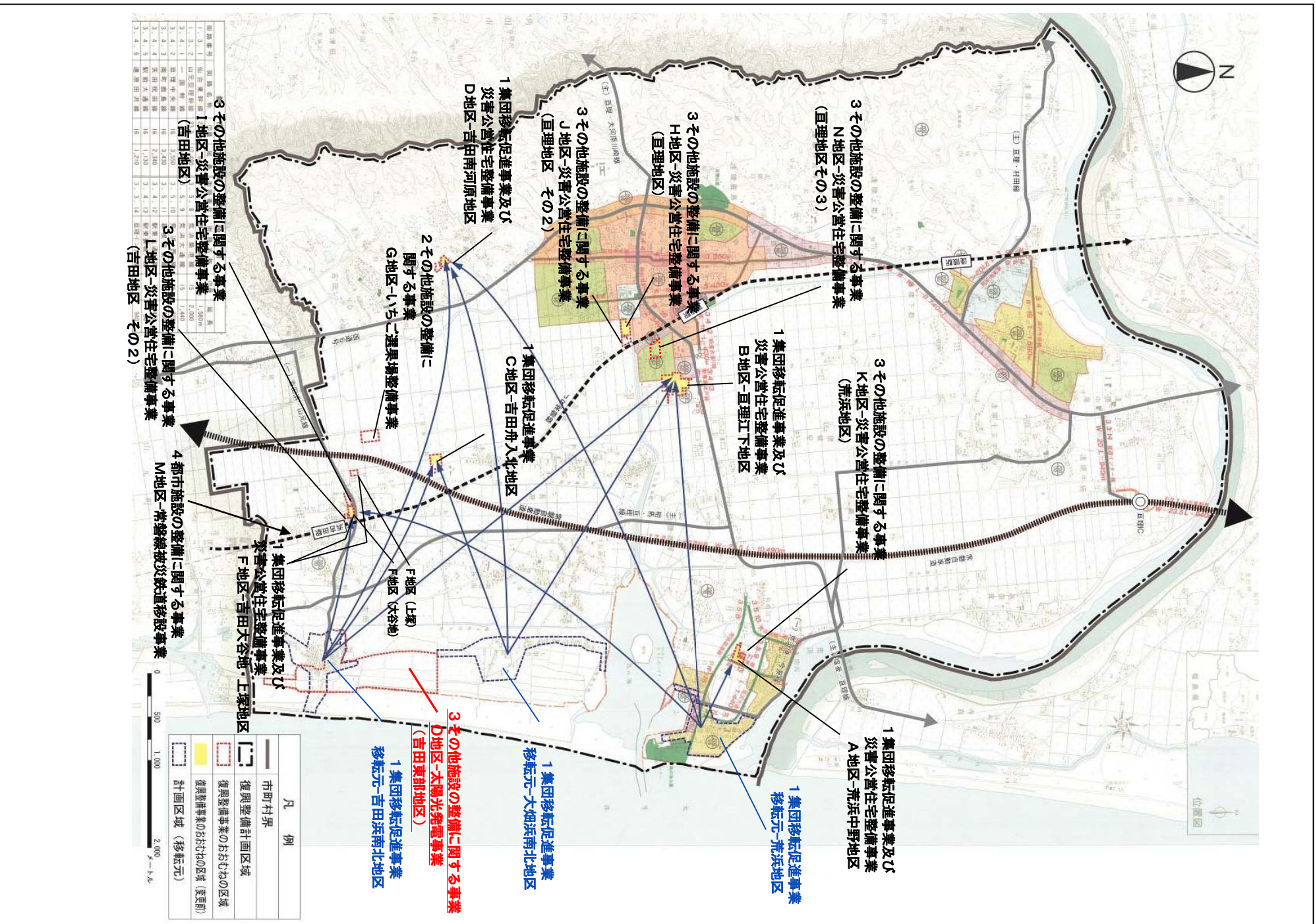
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法	自然公園法		漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
4	都市施設の整備に関する事業	M地区											

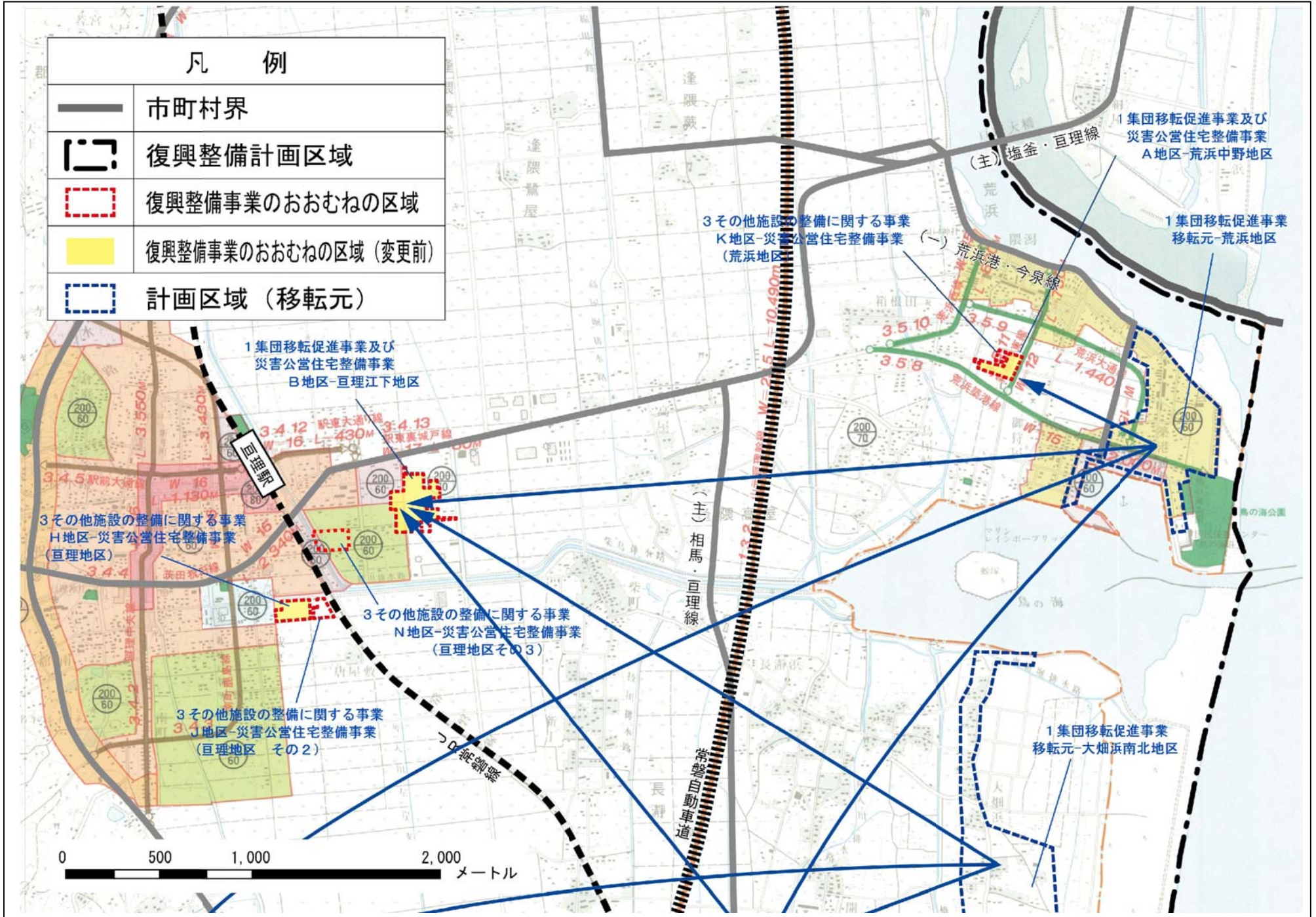
- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法(大臣許可)」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類(様式第9)を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

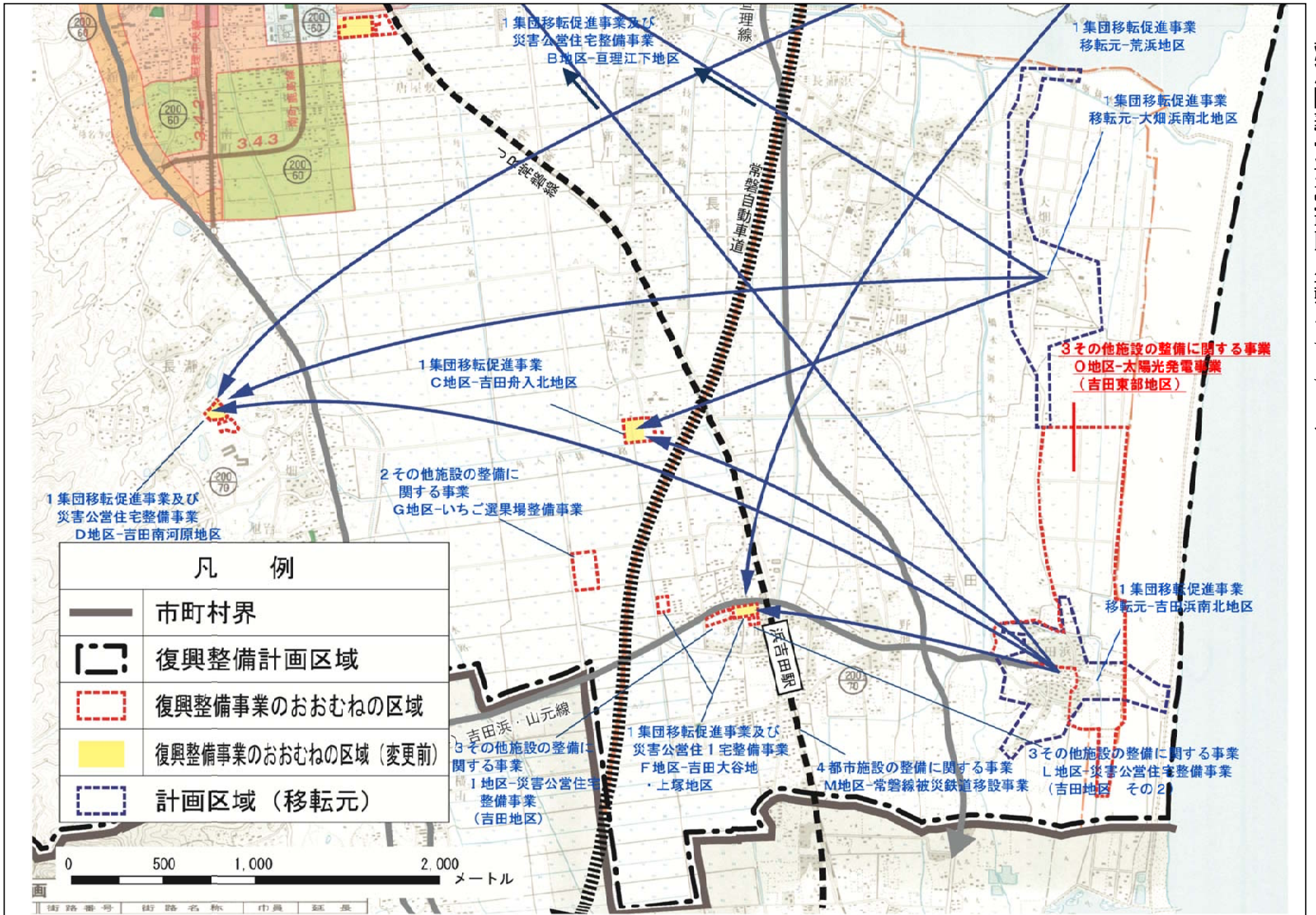
■土地利用構想図



■復興整備事業総括図（全体図）







様式第 8 法第 49 条第 1 項及び第 4 項第 4 号・第 5 号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

○津波被害を受けた農地（約2,000ha）及び防災集団移転後の集落跡地（大畑浜南北地区（約10ha）及び吉田浜南北地区（約15ha））は、ほ場整備事業等により区画整理、用排水路の改修、塩分除去、土壌改良等を実施し農地の復旧を図る。

○また、津波により失われた地域の再生を図るため、上記のほ場整備事業による企業を新たな担い手とした畑地の整備と併せて、町全世帯の年間電力消費量相当規模の太陽光発電のための用地を非農用地区域として創出し、町の目標である「持続可能なエネルギー社会を目指すまちづくり」を推進する。なお、太陽光発電施設の設定後の売電収入の一部で地域復興基金を町が創設し、地域の担い手等による6次産業化の推進及び排水機場の管理費への補助を行う。

○水稲を中心とした作付を行っていた農地については、大区画ほ場整備や農地の利用集積を進め、引き続き高い生産性を有する水稲作付を促進する。

○いちご栽培を行っていた農地については、新たにいちご団地を整備して生産基盤を集約し、引き続き高付加価値型施設園芸の復興を図る。また、JＡみやぎ亘理管内（山元町含む亘理部全域）に対応するいちご選果場を整備し、圏内農業の復興を促進する。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

○荒浜北部（約130ha）、高屋・鳥屋崎（約60ha）、吉田中部（約120ha）、吉田西部（約320ha）、吉田東部1期（約160ha）、吉田東部2期（約170ha）、吉田南部（約210ha）の7地区において、ほ場整備事業（7地区計約1,170ha）による大区画ほ場の整備を平成25年度から随時実施し、生産性の向上を図る。

○施設園芸については、復興交付金事業を活用し、浜吉田（約30ha）、開墾場（約30ha）、逢隈（約10ha）のいちご団地（3地区計約70ha）や、浜吉田地区のいちご団地内にいちご選果場（約2ha）の整備を平成24年度から実施し、営農再開に向けた取組みを支援する。

○産直施設や6次産業化の推進等に向けた直売施設、加工施設の整備を行う。

- （注）(1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。
 (2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針
 （農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

○防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業に係る土地利用との総合的な調整を図りながら、農地復旧事業と併せ、ほ場整備事業の継続・発展を図り、優良農地の確保及び拡大を図る。また、被災したいちご農地を集約したいちご団地及びいちご選果場等を整備する。なお、いちご選果場を亘理町に集約整備することについては、JＡみやぎ亘理、山元町産業振興課との協議を了している。

○地域農業の発展を図るため、以下の施策展開に努める。

- ・ほ場整備事業等により高い生産性を有する農業生産基盤の整備や農業近代化施設（カントリーエレベーター・ミニライセンサー等）の整備等を推進する。
- ・農用地利用計画を策定し、計画的に優良農地を保全するとともに、効率的な利用を促進する。
- ・農業従事者の安定的な確保を図る。

②農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

○大畑浜南北地区及び吉田浜南北地区の集団移転跡地は、周辺農地と一体的には場整備事業により「農業振興ゾーン」として整備し、引き続き水稲を中心とした農地利用を図る。

○大畑浜南北地区及び吉田浜南北地区の被災農地及び集団移転跡地は、ほ場整備事業により、畑地（約80ha）の整備を行い、企業等も新たな担い手として参入を促し、地域雇用の創出を図る。また、離農を希望する農家の農地の一部とともに換地集約し、「産業誘致・再生ゾーン」の太陽光発電施設用地（約75ha）として整備し、土地の有効利用を図る。

○浜吉田（約30ha）、開墾場（約30ha）、逢隈（約10ha）のいちご団地（3地区、約70ha）を整備し、いちご栽培を中心とした高付加価値型農業を促進する。

○また、浜吉田地区のいちご団地の整備とともに、いちご団地等の生産基盤復興計画や交通条件などから農業振興に最も優れている浜吉田地区に「いちご選果場（約2ha）」を整備し、生産から出荷までの一連の流れを有する体制を構築する。

③復興整備事業ごとの農地等との調整状況

○別紙様式のとおり

(注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。

(2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

○該当なし

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行予定年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
A地区	荒浜中野区	集団移転促進事業 及び 災害公営住宅整備事業	住宅地	2.1	1.9	2.1	-	亘理町	H24～ H26年度	115人 (40世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	<ul style="list-style-type: none"> ○移転元面積（買取面積） <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 21.7haの一部 ○土地利用区分（移転元） <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 <ul style="list-style-type: none"> ：非線引き都市計画区域の用途地域内 ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ○土地利用区分（移転先） <ul style="list-style-type: none"> ・非線引き都市計画区域の用途地域外 1.9ha（農地面積） ○移転人口、世帯：115人、40世帯 ○住宅別移転人口、世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・一般住宅：86人、32世帯 ・公営住宅：29人、8世帯 ○移転跡地利用計画 <ul style="list-style-type: none"> ・産業ゾーン ・公園・緑地

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行予定年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
B地区	巨理江下地区	集団移転促進事業 及び 災害公営住宅整備事業	住宅地	6.1	5.6	4.6	-	巨理町	H24～ H26年度	401人 (117世帯)	非線引き都市計画区域で 一部用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ○移転元面積（買取面積）：45.9haの一部 <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 21.7haの一部 ・大畑浜南北地区 8.8haの一部 ・吉田浜南北地区 15.4haの一部 ○土地利用区分（移転元） <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 <ul style="list-style-type: none"> ：非線引き都市計画区域の用途地域内 ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ・大畑浜南北地区 <ul style="list-style-type: none"> ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ・吉田浜南北地区 <ul style="list-style-type: none"> ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ○土地利用区分（移転先） <ul style="list-style-type: none"> ・非線引き都市計画区域の用途地域外 <ul style="list-style-type: none"> 4.1ha（農地面積） ・用途地域内 1.5ha ○移転人口、世帯：401人、117世帯 ○住宅別移転人口、世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・一般住宅：347人、102世帯 ・公営住宅：54人、15世帯 ○移転元別移転人口、世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 242人、77世帯 ・大畑浜南北地区 102人、25世帯 ・吉田浜南北地区 57人、15世帯 ○移転跡地利用計画 <ul style="list-style-type: none"> ・産業ゾーン ・公園・緑地 ・農業振興ゾーン

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行予定年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
C地区	吉田舟入北区	集団移転促進事業	住宅地	1.7	1.5	1.7	0.7	亘理町	H24～ H26年度	107人 (23世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	<ul style="list-style-type: none"> ○移転元面積（買取面積）：24.2haの一部 <ul style="list-style-type: none"> ・大畑浜南北地区 8.8haの一部 ・吉田浜南北地区 15.4haの一部 ○土地利用区分（移転元） <ul style="list-style-type: none"> ・大畑浜南北地区 ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ・吉田浜南北地区 ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ○土地利用区分（移転先） <ul style="list-style-type: none"> ・非線引き都市計画区域の用途地域外 1.5ha（農地面積） ○移転人口、世帯：107人、23世帯 ○住宅別移転人口、世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・一般住宅：107人、23世帯 ○移転元別移転人口、世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・大畑浜南北地区 31人、7世帯 ・吉田浜南北地区 76人、16世帯 ○移転跡地利用計画 <ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地 ・農業振興ゾーン

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行予定年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
D地区	吉田南河原地	集団移転促進事業 及び 災害公営住宅整備事業	住宅地	1.6	1.5	1.6	1.3	亘理町	H24～ H26年度	108人 (26世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	<p>○移転元面積（買取面積）：45.9haの一部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 21.7haの一部 ・大畑浜南北地区 8.8haの一部 ・吉田浜南北地区 15.4haの一部 <p>○土地利用区分（移転元）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 ：非線引き都市計画区域の用途地域内 ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ・大畑浜南北地区 ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ・吉田浜南北地区 ：非線引き都市計画区域の用途地域外 <p>○土地利用区分（移転先）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非線引き都市計画区域の用途地域外 1.5ha（農地面積） <p>○移転人口、世帯：108人、26世帯</p> <p>○住宅別移転人口、世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般住宅：101人、24世帯 ・公営住宅：7人、2世帯 <p>○移転元別移転人口、世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 14人、5世帯 ・大畑浜南北地区 9人、2世帯 ・吉田浜南北地区 85人、19世帯 <p>○移転跡地利用計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業ゾーン ・公園・緑地 ・農業振興ゾーン

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行予定年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
F地区	吉田大谷地 ・上塚地区	集団移転促進事業 及び 災害公営住宅整備事業	住宅地	0.9	0.9	0.9	-	亘理町	H24～ H26年度	52人 (12世帯)	非線引き都市計画区域の用途地域外	<ul style="list-style-type: none"> ○移転元面積（買取面積）：37.1haの一部 <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 21.7haの一部 ・吉田浜南北地区 15.4haの一部 ○土地利用区分（移転元） <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 <ul style="list-style-type: none"> ：非線引き都市計画区域の用途地域内 ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ・吉田浜南北地区 <ul style="list-style-type: none"> ：非線引き都市計画区域の用途地域外 ○土地利用区分（移転先） <ul style="list-style-type: none"> ・非線引き都市計画区域の用途地域外 0.9ha（農地面積） ○移転人口、世帯：52人、12世帯 ○住宅別移転人口、世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・一般住宅：14人、11世帯 ・公営住宅：38人、1世帯 ○移転元別移転人口、世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・荒浜地区 5人、1世帯 ・吉田浜南北地区 47人、11世帯 ○移転跡地利用計画 <ul style="list-style-type: none"> ・産業ゾーン ・公園・緑地 ・農業振興ゾーン

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業 主体	施行 予定 年度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区分	移転元との関連
					農 地 面 積	農 振 地 域 面 積	農 用 地 区 域 面 積					
G地区	亶理町	その他施設の整備に関する事業	農業施設	2.3	2.3	2.3	2.3	亶理町	H24～ H25年度	-	非線引き都市 計画区域の 用途地域外	-
H地区	亶理地区	災害公営住 宅整備事業	住宅地	1.9	1.8	1.9	-	亶理町	H24～ H26年度	300人 (100世帯)	非線引き都市 計画区域の 用途地域外	○移転元：町内全域 ○移転人口、世帯 ：4,482人、1,494世帯 (家屋の流失、全壊、大規模半壊、半壊、 取り壊し撤去を含む)
I地区	吉田地区	災害公営住 宅整備事業	住宅地	0.5	0.5	0.5	-	亶理町	H24～ H26年度	150人 (50世帯)	非線引き都市 計画区域の 用途地域外	○移転元：町内全域 ○移転人口、世帯 ：4,482人、1,494世帯 (家屋の流失、全壊、大規模半壊、半壊、 取り壊し撤去を含む)
J地区	亶理地区 その2	災害公営住 宅整備事業	住宅地	1.2	1.2	1.2	-	亶理町	H24～ H26年度	120人 (40世帯)	非線引き都市 計画区域の 用途地域外	○移転元：町内全域 ○移転人口、世帯 ：4,482人、1,494世帯 (家屋の流失、全壊、大規模半壊、半壊、 取り壊し撤去を含む)
K地区	荒浜地区	災害公営住 宅整備事業	住宅地	0.5	0.5	0.5	-	亶理町	H24～ H26年度	60人 (20世帯)	非線引き都市 計画区域の 用途地域外	○移転元：町内全域 ○移転人口、世帯 ：4,482人、1,494世帯 (家屋の流失、全壊、大規模半壊、半壊、 取り壊し撤去を含む)
L地区	吉田地区 その2	災害公営住 宅整備事業	住宅地	0.3	0.3	0.3	-	亶理町	H24～ H26年度	30人 (10世帯)	非線引き都市 計画区域の 用途地域外	○移転元：町内全域 ○移転人口、世帯 ：4,482人、1,494世帯 (家屋の流失、全壊、大規模半壊、半壊、 取り壊し撤去を含む)

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

(別紙様式1)

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業 主体	施行 年度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区分	移転元との関連
					農 地 面 積	農 振 地 域 面 積	農 用 地 区 域 面 積					
<u>○地区</u>	<u>太陽光発電 事業(吉田 東部地区)</u>	<u>その他施設 の整備に関 する事業</u>	<u>事業用地</u>	<u>74.9</u>	<u>56.4</u>	<u>56.4</u>	<u>56.4</u>	<u>山佐(株)</u>	<u>H27~ H30年度</u>	<u>-</u>	<u>非線引き都市 計画区域の 用途地域外</u>	<u>-</u>
												<u>-</u>
計	-	-	-	<u>94.0</u> 19.1	<u>74.4</u> 18.0	<u>74.0</u> 17.6	<u>60.7</u> 4.3	-	-	1,443人 (438世帯)	-	-

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
 (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
 (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
 (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
 (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名：A地区-荒浜中野地区

(別紙様式2)

①農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
I	国営かんがい 排水事業	亘理・山元	農林水産省	4,100ha	H8～ H12	【不可避受益】 1.9ha	完了	直轄	<p>災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、移転先予定地については、不可避受益地となっていることから、地区除外となることについて、亘理土地改良区と平成24年5月に調整済みであり、また、農業用排水路については、機能維持を図ることで宮城県仙台地方振興事務所、亘理土地改良区と平成24年5月に調整済みである。</p>

②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- 汚水排水は公共下水道に接続し、雨水排水は調整池で流量調整を行った後、既存の排水施設に接続する予定であり、周辺農地の営農に影響は生じない。
- 周辺農地の農業用水については、町農林水産課及び亘理土地改良区と、用水系統について引き続き周辺農地への営農に支障が生じないように機能維持を図ることで調整済みである。

③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

- いちご選果場の整備や防災集団移転促進事業の実施内容が確定した段階で、土地利用計画（国土利用計画）の変更を行う。
- 農業・水産業関連事業や市街地整備事業の完了後、農用地利用計画の変更を行うとともに、用途地域の見直し及び都市施設（都市計画道路、公園等）の変更を行う。

2 調整措置概要

地区名：B地区-亶理江下地区

(別紙様式2)

①農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
I	国営かんがい 排水事業	亶理・山元	農林水産省	4,100ha	H8～ H12	【不可避受益】 4.1ha	完了	直轄	<p>災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、移転先予定地については、不可避受益地となっていることから、地区除外となることについて、亶理土地改良区と平成24年5月及び平成25年1月（第2回変更分）に調整済みであり、また、農業用排水路については、機能維持を図ることで宮城県仙台地方振興事務所、亶理・山元土地改良建設事業建設所、亶理土地改良区と平成24年5月及び平成25年1月（第2回変更分）に調整済みである。</p>

②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- 汚水排水は公共下水道に接続し、雨水排水は調整池で流量調整を行った後、既存の排水施設に接続する予定であり、周辺農地の営農に影響は生じない。
- 周辺農地の農業用水については、町農林水産課及び亶理土地改良区と、用水系統について引き続き周辺農地への営農に支障が生じないように機能維持を図ることで調整済みである。

③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

- いちご選果場の整備や防災集団移転促進事業の実施内容が確定した段階で、土地利用計画（国土利用計画）の変更を行う。
- 農業・水産業関連事業や市街地整備事業の完了後、農用地利用計画の変更を行うとともに、用途地域の見直し及び都市施設（都市計画道路、公園等）の変更を行う。

2 調整措置概要

地区名：C地区-吉田舟入北地区

(別紙様式2)

①農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
I	国営かんがい 排水事業	亶理・山元	農林水産省	4,100ha	H8～ H12	1.5ha	完了	直轄	<p>災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、移転先予定地を事業受益地から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、亶理土地改良区と平成24年5月及び平成25年1月（第2回変更分）に調整済みであり、また、農業用排水路については、機能維持を図ることで宮城県仙台地方振興事務所、亶理・山元土地改良建設事業建設所、亶理土地改良区と平成24年5月及び平成25年1月（第2回変更分）に調整済みである。</p>
II	農地・水・環境 保全向上対策	吉田西部	亶理町	524.4ha	H19～ H23	1.5ha	完了	補助	<p>災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、移転先予定地を事業受益地から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、亶理土地改良区（資源保全隊事務局）と平成24年5月及び平成25年1月（第2回変更分）に調整済みである。</p>

Ⅲ	農地・水保全管理支払交付金	吉田西部	亶理町	487.9ha	H24～ H28	1.5ha	実施中	補助	<p>災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、移転先予定地を事業受益地から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、亶理土地改良区（資源保全隊事務局）と平成24年5月及び平成25年1月（第2回変更分）に調整済みである。</p>
---	---------------	------	-----	---------	-------------	-------	-----	----	--

②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- 汚水排水については、個別に浄化槽を設置の上、町道沿い排水路に放流する予定である。
- 農業用排水については、亶理土地改良区と確認済みであり、周辺農地での営農に支障が生じないように、集団移転促進事業を実施する。

③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

- いちご選果場の整備や防災集団移転促進事業の実施内容が確定した段階で、土地利用計画（国土利用計画）の変更を行う。

2 調整措置概要

地区名：D地区-吉田南河原地区

(別紙様式2)

①農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
Ⅱ	農地・水・環境 保全向上対策	吉田西部	亘理町	524.4ha	H19～ H23	1.5ha	完了	補助	<p>災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、移転先予定地を事業受益地から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、亘理土地改良区（資源保全隊事務局）と平成24年5月及び平成25年1月（第2回変更分）に調整済みである。</p>
Ⅲ	農地・水保全管理 支払交付金	吉田西部	亘理町	487.9ha	H24～ H28	1.5ha	実施中	補助	<p>災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、移転先予定地を事業受益地から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、亘理土地改良区（資源保全隊事務局）と平成24年5月及び平成25年1月（第2回変更分）に調整済みである。</p>

②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- 汚水排水は公共下水道に接続予定である。雨水排水は公共下水道に接続する予定であり、周辺農地の営農に影響は生じない。
- 農業用排水については、亘理土地改良区と確認済みであり、周辺農地での営農に支障が生じないように、集団移転促進事業を実施する。

③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

- いちご選果場の整備や防災集団移転促進事業の実施内容が確定した段階で、土地利用計画（国土利用計画）の変更を行う。

2 調整措置概要

地区名：F地区-吉田大谷地・上塚地区

(別紙様式2)

①農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
I	国営かんがい 排水事業	亘理・山元	農林水産省	4,100ha	H8～ H12	【不可避受益】 0.9ha	完了	直轄	<p>災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、移転先予定地については、不可避受益地となっていることから、地区除外となることについて、亘理土地改良区と平成24年5月及び平成25年1月（第2回変更分）に調整済みであり、また、農業用排水路については、機能維持を図ることで宮城県仙台地方振興事務所、亘理・山元土地改良建設事業建設所、亘理土地改良区と平成24年5月及び平成25年1月（第2回変更分）に調整済みである。</p>

②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- 汚水排水は公共下水道に接続し、雨水排水は公共下水道に接続する予定であり、周辺農地の営農に影響は生じない。
- 周辺農地の農業用水については、町農林水産課及び亘理土地改良区と、用水系統について引き続き周辺農地への営農に支障が生じないように機能維持を図ることで調整済みである。

③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

- いちご選果場の整備や防災集団移転促進事業の実施内容が確定した段階で、土地利用計画（国土利用計画）の変更を行う。

2 調整措置概要

地区名：G地区-浜吉田地区（いちご選果場）

（別紙様式2）

①農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
I	国営かんがい 排水事業	亶理・山元	農林水産省	4,100ha	H8～ H12	1.9ha	完了	直轄	いちご栽培は、JA亶理（山元町含む）を象徴する特産品であり、いちご団地等の生産基盤復興計画や交通条件などから農業振興に最も優れている本地をいちご選果場用地として確保予定するもの。 本計画に基づき、開発地を事業受益地から除外することについては、亶理土地改良区と平成24年5月に調整済みであり、また、農業用排水路については、機能維持を図ることで宮城県仙台地方振興事務所、亶理土地改良区と平成24年5月に調整済みである。
II	農地・水・環境 保全向上対策	吉田西部	亶理町	524.4ha	H19～ H23	2.3ha	完了	補助	いちご栽培は、JA亶理（山元町含む）を象徴する特産品であり、いちご団地等の生産基盤復興計画や交通条件などから農業振興に最も優れている本地をいちご選果場用地として確保予定するもの。 本計画に基づき、開発地を事業受益地から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、亶理土地改良区（資源保全隊事務局）と平成24年5月に調整済みである。
III	農地・水保管理 支払交付金	吉田西部	亶理町	487.9ha	H24～ H28	2.3ha	実施中	補助	いちご栽培は、JA亶理（山元町含む）を象徴する特産品であり、いちご団地等の生産基盤復興計画や交通条件などから農業振興に最も優れている本地をいちご選果場用地として確保予定するもの。 本計画に基づき、開発地を事業受益地から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、亶理土地改良区（資源保全隊事務局）と平成24年5月に調整済みである。

②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- 汚水排水については、個別に浄化槽を設置の上、いちご団地の造成とともに整備する排水路に放流する予定である。
- 周辺農地の農業用水については、周辺農地への営農に支障が生じないようにいちご選果場敷地の形成を図る。

③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

- いちご選果場の整備や防災集団移転促進事業の実施内容が確定した段階で、土地利用計画（国土利用計画）の変更を行う。

2 調整措置概要

地区名：H地区-災害公営住宅（亶理地区）

（別紙様式2）

①農業関係施策との調整状況									
農 業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種 別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
I	国営かんがい 排水事業	亶理・山元	農林水産省	4,100ha	H8～ H12	【不可避受益】 1.8ha	完 了	直轄	<p>災害により住宅を失った被災者に低廉な家賃の公営住宅を供給し、住生活の確保・維持を図る必要がある。</p> <p>既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用を図るため本地を災害公営住宅建設地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、整備予定地については、不可避受益地となっていることから、地区除外となることについて、亶理土地改良区と平成24年10月に調整済みである。農業用排水路については、機能維持を図ることで亶理土地改良区と平成24年10月に調整済みである。</p> <p>また、公営住宅の整備にあたっては、周辺農地及び耕作道等への影響や営農環境に支障しないよう配慮する。</p>
②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>○汚水排水は公共下水道に接続する予定であり、周辺農地の営農に影響は生じない。</p> <p>○周辺農地の農業用水については、町農林水産課及び亶理土地改良区と、用水系統について引き続き周辺農地への営農に支障が生じないように機能維持を図るよう、平成24年10月に調整済みである。</p> <p>○区域から除外した農地については、用排水ともに確保できるように地区の整備を行うため、営農に支障が生じない。</p>									
③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>○いちご選果場の整備や防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業の実施内容が確定した段階で、土地利用計画（国土利用計画）の変更を行う。</p>									

2 調整措置概要

地区名：Ⅰ地区-災害公営住宅（吉田地区）

（別紙様式2）

①農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
I	国営かんがい 排水事業	亘理・山元	農林水産省	4,100ha	H8～ H12	【不可避受益】 0.5ha	完了	直轄	<p>災害により住宅を失った被災者に低廉な家賃の公営住宅を供給し、住生活の確保・維持を図る必要がある。</p> <p>既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用を図るため本地を災害公営住宅建設地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、整備予定地については、不可避受益地となっていることから、地区除外となることについて、亘理土地改良区と平成24年10月に調整済みである。農業用排水路については、機能維持を図ることで亘理土地改良区と平成24年10月に調整済みである。</p> <p>また、公営住宅の整備にあたっては、周辺農地及び耕作道等への影響や営農環境に支障しないよう配慮する。</p>

②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- 汚水排水は公共下水道に接続し、雨水排水は公共下水道に接続する予定であり、周辺農地の営農に影響は生じない。
- 周辺農地の農業用水については、町農林水産課及び亘理土地改良区と、用水系統について引き続き周辺農地への営農に支障が生じないように機能維持を図るよう、平成24年10月に調整済みである。

③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

- いちご選果場の整備や防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業の実施内容が確定した段階で、土地利用計画（国土利用計画）の変更を行う。

2 調整措置概要

地区名：J地区-災害公営住宅（亶理地区 その2）

（別紙様式2）

①農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
I	国営かんがい 排水事業	亶理・山元	農林水産省	4,100ha	H8～ H12	【不可避受益】 1.2ha	完了	直轄	<p>災害により住宅を失った被災者に低廉な家賃の公営住宅を供給し、住生活の確保・維持を図る必要がある。</p> <p>既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用を図るため本地を災害公営住宅建設地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、整備予定地については、不可避受益地となっていることから、地区除外となることについて、亶理土地改良区と平成25年1月に調整済みである。農業用排水路については、機能維持を図ることで亶理土地改良区、亶理・山元土地改良建設事業建設所と平成25年1月に調整済みである。</p> <p>また、公営住宅の整備にあたっては、周辺農地及び耕作道等への影響や営農環境に支障しないよう配慮する。</p>

②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- 汚水排水は公共下水道に接続する予定であり、周辺農地の営農に影響は生じない。
- 周辺農地の農業用水については、町農林水産課及び亶理土地改良区と、用水系統について引き続き周辺農地への営農に支障が生じないように機能維持を図るよう平成25年1月に調整済みである。

③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

- いちご選果場の整備や防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業の実施内容が確定した段階で、土地利用計画（国土利用計画）の変更を行う。

2 調整措置概要

地区名：K地区-災害公営住宅（荒浜地区）

（別紙様式2）

①農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
I	国営かんがい 排水事業	亘理・山元	農林水産省	4,100ha	H8～ H12	【不可避受益】 0.5ha	完了	直轄	<p>災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、移転先予定地については、不可避受益地となっていることから、地区除外となることについて、亘理土地改良区と平成25年1月に調整済みであり、また、農業用排水路については、機能維持を図ることで宮城県仙台地方振興事務所、亘理・山元土地改良建設事業建設所、亘理土地改良区と平成25年1月に調整済みである。</p>

②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- 汚水排水は公共下水道に接続し、雨水排水は調整池で流量調整を行った後、既存の排水施設に接続する予定であり、周辺農地の営農に影響は生じない。
- 周辺農地の農業用水については、町農林水産課及び亘理土地改良区と、用水系統について引き続き周辺農地への営農に支障が生じないように機能維持を図るよう平成25年1月に調整済みである。

③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

- いちご選果場の整備や防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業の実施内容が確定した段階で、土地利用計画（国土利用計画）の変更を行う。

2 調整措置概要

地区名：L地区-災害公営住宅（吉田地区 その2）

（別紙様式2）

①農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
I	国営かんがい 排水事業	亘理・山元	農林水産省	4,100ha	H8～ H12	【不可避受益】 0.3ha	完了	直轄	<p>災害危険区域内の住居を安全な場所に移転するため、必要となる宅地を確保する必要がある。被災地近傍の既存市街地の隣接地にコンパクトな土地利用の誘導を図るため、本地を集団移転先地として整備を予定する。</p> <p>本計画に基づき、移転先予定地については、不可避受益地となっていることから、地区除外となることについて、亘理土地改良区と平成25年1月に調整済みであり、また、農業用排水路については、機能維持を図ることで宮城県仙台地方振興事務所、亘理・山元土地改良建設事業建設所、亘理土地改良区と平成25年1月に調整済みである。</p>

②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- 汚水排水は公共下水道に接続し、雨水排水は公共下水道に接続する予定であり、周辺農地の営農に影響は生じない。
- 周辺農地の農業用水については、町農林水産課及び亘理土地改良区と、用水系統について引き続き周辺農地への営農に支障が生じないように機能維持を図るよう平成25年1月に調整済みである。

③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

- いちご選果場の整備や防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業の実施内容が確定した段階で、土地利用計画（国土利用計画）の変更を行う。

2 調整措置概要

地区名：〇地区-太陽光発電事業（吉田東部地区）

（別紙様式2）

①農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
<u>I</u>	<u>国営かんがい 排水事業</u>	<u>亘理・山元</u>	<u>農林水産省</u>	<u>4.100ha</u>	<u>H8～ H12</u>	<u>12.0ha</u>	<u>完了</u>	<u>直轄</u>	<p><u>当事業予定地は津波による被害が大きかった宅地や農地である。防災集団移転促進事業により買収を行い、町有地となる土地を利活用し、町復興計画に定める再生可能エネルギーの推進を図るために選定した。</u></p> <p><u>太陽光発電施設を設置することに関しては、当地区が受益の末端にあり、周辺農地はほ場整備事業により用水施設・排水施設ともに整備されることから、大きな影響を及ぼさないとして、亘理・山元土地改良建設事業建設所、亘理土地改良区、亘理町農業委員会と平成26年12月に調整済みである。</u></p>
<u>II</u>	<u>農地・水・環境 保全向上対策</u>	<u>吉田東部</u>	<u>亘理町</u>	<u>571ha</u>	<u>H19～ H23</u>	<u>56.4ha</u>	<u>完了</u>	<u>補助</u>	<p><u>当事業予定地は津波による被害が大きかった宅地や農地である。防災集団移転促進事業により買収を行い、町有地となる土地を利活用し、町復興計画に定める再生可能エネルギーの推進を図るために選定した。</u></p> <p><u>本計画に基づき、開発地を事業受益地から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、亘理土地改良区（資源保全隊事務局）と平成26年11月に調整済みである。</u></p>
<u>III</u>	<u>農地・水保全管 理支払交付金</u>	<u>吉田東部</u>	<u>亘理町</u>	<u>569ha</u>	<u>H24～ H28</u>	<u>56.4ha</u>	<u>実施中</u>	<u>補助</u>	<p><u>当事業予定地は津波による被害が大きかった宅地や農地である。防災集団移転促進事業により買収を行い、町有地となる土地を利活用し、町復興計画に定める再生可能エネルギーの推進を図るために選定した。</u></p> <p><u>本計画に基づき、開発地を事業受益地から除外することについては、宮城県仙台地方振興事務所、亘理土地改良区（資源保全隊事務局）と平成26年11月に調整済みである。</u></p>

①農業関係施策との調整状況

農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
IV	農地開発事業	吉田浜	宮城県	88ha	S47～ S58	31ha	完了	補助	<p>当該事業予定地は津波による被害が大きかった宅地や農地である。防災集団移転促進事業により買収を行い、町有地となる土地を利活用し、町復興計画に定める再生可能エネルギーの推進を図るために選定した。</p> <p>当該地区に太陽光発電施設を整備することに関しては、亘理土地改良区、亘理町農業委員会と平成26年11月に調整済みである。</p>
V	農山漁村地域 復興基盤総合 整備事業	吉田東部 2期地区	宮城県	316ha	H24～ H32	74.9ha	実施中	補助	<p>当該事業予定地は津波による被害が大きかった宅地や農地である。防災集団移転促進事業により買収を行い、町有地となる土地を利活用し、町復興計画に定める再生可能エネルギーの推進を図るために選定した。</p> <p>当該地区に太陽光発電施設を整備することに関しては、亘理土地改良区、亘理町農業委員会と平成26年11月に調整済みである。</p>

②周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- 敷地周辺は道路・水路で囲む計画であるため、農地に直接隣接する箇所は無い。設置する工作物は低層であるため、日照上の影響も無い。
- 事業内容上工業廃水は無く、また排水量が現況と大幅に変わることは無いことから、現況の排水施設を利用できることで亘理土地改良区と調整済みである。

③当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

- 事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。

※V農山漁村地域復興基盤総合整備事業「吉田東部2期地区」は、計画変更後（平成27年6月計画確定予定）の数値である。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

